

11 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	過疎法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額（千円）											
	過疎法	沖縄振興法	半島振興法	企業立地促進法	地域未来投資促進法	山村振興法	離島振興法	奄美振興法	水源地域対策特別措置法	原発地域振興法	地域再生法	計 ①
個人事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人事業税	4,981	0	61	0	0	0	0	0	0	0	0	5,042
不動産取得税	5,628	0	0	0	29,102	0	0	0	0	0	2,630	37,360
固定資産税（特例分）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10,609	0	61	0	29,102	0	0	0	0	0	2,630	42,402

区 分	その他の減免額（千円）			合計（千円） ①+②
	過疎法等による財政措置の適用地区に係るもの	その他のもの	計 ②	
個人事業税	0	0	0	0
法人事業税	0	0	0	5,042
不動産取得税	0	0	0	37,360
固定資産税（特例分）	0	0	0	0
計	0	0	0	42,402